

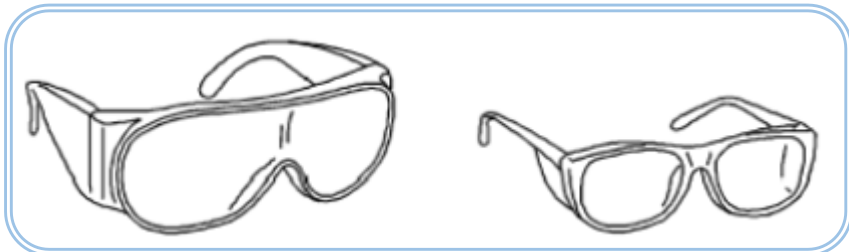
製油所構内「移動」時、計量場などを含む



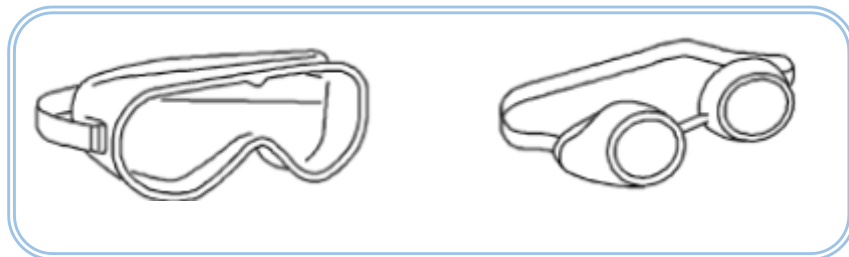
○視力矯正めがねのみ、×ヘルメットスライダーのみ

- ・ヘルメットスライダーは顔との隙間が広く眼球保護機能が弱い
- ・移動の延長でヘルメットスライダーのみで作業する危険事例が散見

ヘルメットスライダーを保護めがねと同等保護具としては取扱わない運用に改定されました。(2025/05/15)

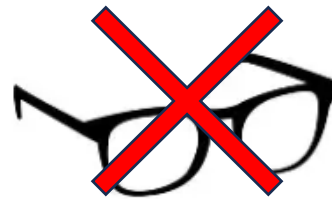


○スペクタクル形保護めがね



○ゴーグル形保護めがね

「積込作業」時(アスファルト積場ドロップパイプ装着積込時以外)

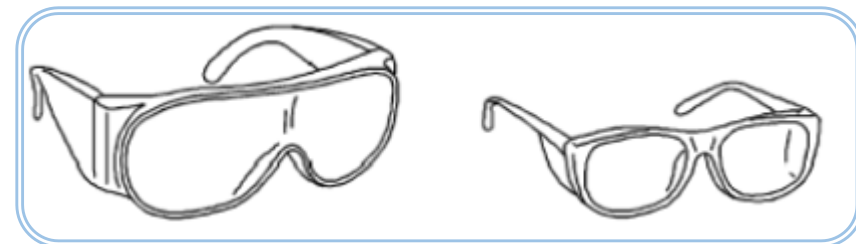


×視力矯正めがねのみ、×ヘルメットスライダーのみ

ローリーステージに上がる前に確実に着用ください



○(視力矯正めがね+ヘルメットスライダー)



○スペクタクル形保護めがね



○ゴーグル形保護めがね

+

上下や
サイド
からの
目への
侵入*)
を
軽減
する

*)積込作業中の油やLPG被液やオーバーフロー、漏洩への措置

製油所構内「移動」時、計量場などを含む



○視力矯正めがねのみ、×ヘルメットスライダーのみ

- ・ヘルメットスライダーは顔との隙間が広く眼球保護機能が弱い
- ・移動の延長でヘルメットスライダーのみで作業する危険事例が散見



ヘルメットスライダーを保護めがねと同等保護具としては取扱わない運用に改定されました。(2025/05/15)

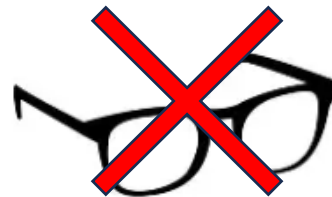


○スペクタクル形保護めがね



○ゴーグル形保護めがね

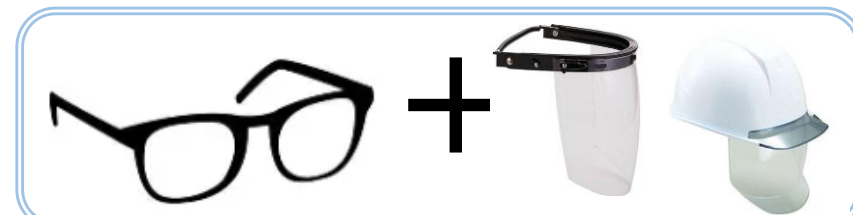
アスファルト積場ドロップパイプ装着積込時



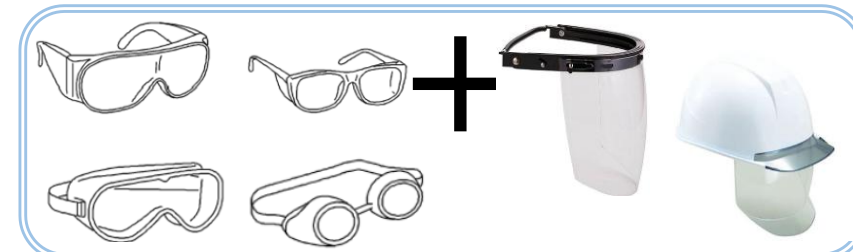
×視力矯正めがねのみ、×ヘルメットスライダー**不可**
ローリーステージに上がる前に確実に着用ください



○(面体・フェイスシールド)



○(視力矯正めがね+面体・フェイスシールド)



○(各種保護めがね+面体・フェイスシールド)**注**
 ・歪んでハッチ内確認しづらい場合は推奨しない

+

上下や
 サイド
 からの
 顔への
 侵入*)
 を
**確実に
 防御
 する**

*)積込作業中の熱油被
 液やオーバーフロー、
 漏洩への措置

ASローリー積場でドロップパイプを装着し積込む油種に関しては、ヘルメット取付型防災面(面体・フェイスシールド)の着用を義務付ける。
ヘルメットスライダーは使用しないこと。

ヘルメット取付型防災面
(面体・フェイスシールド)の着用を義務付ける。
計量場は保護めがねが必要です



“移動”時の保護めがね着用ルール 変更についての背景 (2025/05/15)

ヘルメットスライダーについては、道路等比較的危険でないエリアの移動に限り保護めがねの同等保護具として2020年7月から使用を認めてきました。

ただし、ヘルメットスライダーは顔との隙間が広く、作業・工事においては眼球保護用としての機能が低いことから、作業・工事の際は保護めがねやゴーグルの使用・併用を基本とする旨お願いしていました。

しかしながら、昨今ヘルメットスライダーのみで作業している危険な事例が散見されたことから、ヘルメットスライダーについては保護めがねと同等保護具としては取扱わない運用に改定しました。

については、ローリー乗務員の皆様には、移動時について“めがね”の着用を眼球保護のための必須とし、ヘルメットスライダーのみを保護具としない運用についてご協力をお願いします。

(平時視力矯正めがねを使用されている方は、追加の防護措置としてヘルメットスライダーは有効ですので引き続きご活用ください。)

【重要】移動時の”四日市製油所構内めがね使用”について(2025/05/15改定)

会社構内

ヘルメット、めがねの着用ルールなし

製油所構内 🖱️ 会社構内において門警備の内側（正門、西門、ローリー門）

移動する際は、ヘルメット、目を保護するためのめがね、ゴーグル等を着用しなければならない。

➡️ 免除事項は保護具使用標準で定めています



[保護具使用標準Rev29]

原則、次のいずれか1つを着用する。

- ・視力矯正めがね
- ・スペクタクル形 保護めがね
- ・ゴーグル形 保護めがね

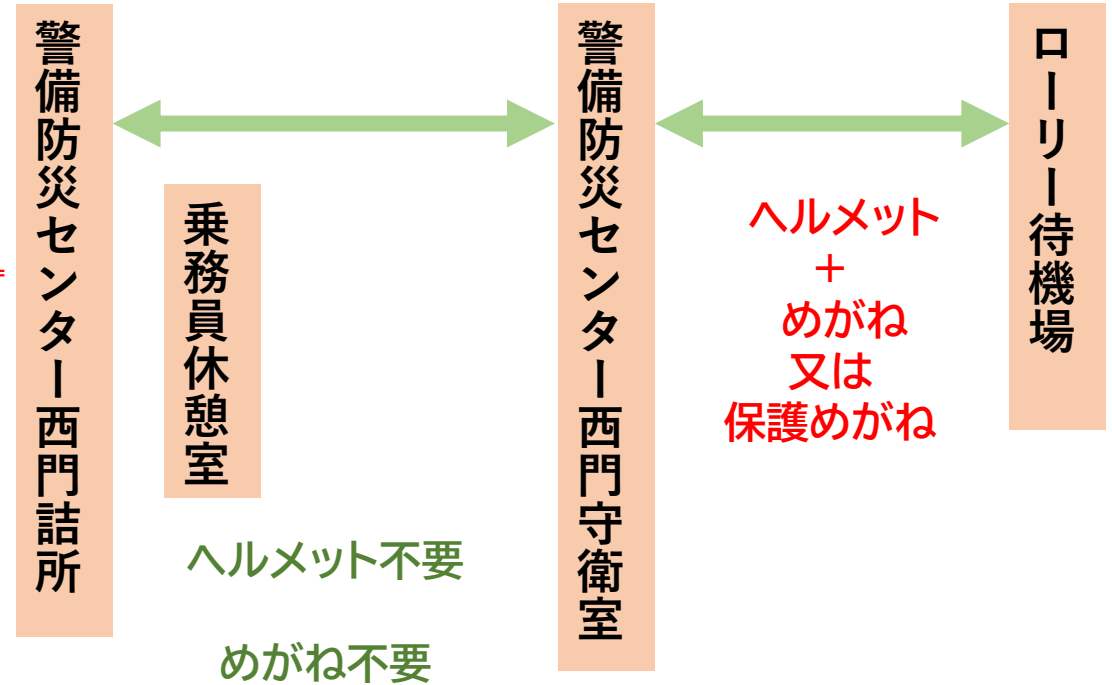
~~ヘルメットスライダー 面収納式 視界が乱れない物に限る~~

🖱️ 2025/05/15改定で削除されました

<免除事項>

- ・一般車両(車内が開放状態でない車両)内
➡️ ローリー車内は、会社構内の扱いとなるため、着用不要
- ・事務所、計器室等の建屋内
- ・構内駐車場と事務所の間の移動時
➡️ 西門詰所・休憩室～守衛室前ゲート間は、着用不要
- ・正門受付及び資材倉庫の窓口での受付時

➡️ ローリー待機場からの移動時の運用の変更



【重要】積込時の”保護めがね等”の着用ルール変更について(2025/09/30改定)

[抜粋]:四陸係-D-501 タンクローリー荷役作業手順書別冊 乗務員マニュアル

(3) 昭四構内での服装など

イ. 構内では、ローリーの車内から降りる時は必ずヘルメットを着用し顎紐を正しく締める。

.....

二. 積込作業中は、保護眼鏡の着用を義務付ける。(保護眼鏡の着用は、ローリーステージに上がる前に確実に着用すること。)

※ASローリー積場でドロップパイプを装着し積込む油種に関しては、ヘルメット取付型防災面(面体・フェイスシールド)

の着用を義務付ける。

(イ) 保護眼鏡はJIST8147規格品とし上部及び側部に保護用ツバを有し、かつズリ落ちにくい物であること。安全に対する確実性から

基本的には、ゴーグルタイプとする。※ヘルメットスライダーにおいても、顔全体を保護するものであれば、使用を許可する。

眼鏡タイプを使用する場合は、落下防止に努め、保護メガネの隙間から油が入らないような構造の物を使用すること。

(ハッチ内に落下した場合、浮上しないため、積込品をスロップダウンして眼鏡を回収する対応が必要となる。)

(ロ) 常時眼鏡着用者も保護眼鏡を着用すること。

(ハ) すべての油種で乗務員は、保護眼鏡の着用を義務付けること。(除外無し)

(3) 昭四構内での服装など

イ. 構内では、ローリーの車内から降りる時は必ずヘルメットを着用(顎紐を正しく締める)、視力矯正めがね又は保護めがねを着用する。

.....

二. 積込作業中は、「視力矯正めがね+ヘルメットスライダー」、「スペクタクル形保護めがね」、「ゴーグル形保護めがね」のいずれかの着用を義務付ける。(ローリーステージに上がる前に確実に着用すること。)

※ASローリー積場でドロップパイプを装着し積込む油種に関しては、ヘルメット取付型防災面(面体・フェイスシールド)

の着用を義務付ける。ヘルメットスライダーは使用しないこと。

(イ) 保護めがねはJIST8147規格品かつ隙間から油が入らないよう上部及び側部に保護用ツバを有し、かつズリ落ちにくい物であること。安全に対する確実性から基本的には、ゴーグル形とする。*ゴーグル形以外を使用する場合は、落下防止に努めること。

(ハッチ内に落下した場合、浮上しないため、積込品をスロップダウンしてめがねを回収する対応が必要となる。)

~~(ロ) 常時眼鏡着用者も保護眼鏡を着用すること。~~

~~(ハ) すべての油種で乗務員は、保護眼鏡の着用を義務付けること。(除外無し)~~

REV
30